

森林環境譲与税について

1 森林環境譲与税とは

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)が平成31年4月1日に施行され、森林の現場における様々な課題にできるだけ早期に対応するため、令和元年度から都道府県及び市町村に森林環境譲与税の譲与が開始されました。

2 森林環境譲与税の用途

森林環境譲与税は法律で用途が定められており、市町村は、「森林整備に関する施策」、「森林整備を担う人材の育成と確保」、「木材利用の促進」、「森林が持つ様々な機能に関する普及啓発」等に要する費用に、都道府県は市町村が行う森林整備に対して支援等を行う費用に充てることとなっています。また、森林環境譲与税の用途はインターネット等で公表しなければならないこととなっています。

3 森林環境譲与額の基準

市町村に対する譲与額については、私有林人工林面積(55%)、林業就業者数(20%)、人口(25%)を基準とし、按分して譲与されます。都道府県に対する譲与額も同様の基準で按分して譲与となります。なお、森林環境譲与税は毎年度9月と3月に交付されます。

森林環境税について

1 森林環境税とは

森林環境税は、温室効果ガスの排出削減目標の達成や山地災害防止等を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保することを目的として、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税されている国税です。

2 森林環境税の徴収

森林環境税の徴収は、市町村において、個人住民税均等割と併せて年額1,000円徴収されています。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県及び市町村へ譲与されています。